

奈良市公報

号外第10号 令和4年11月条例等

令和5年10月11日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
11 30	45	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
11 30	46	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課
11 30	47	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事課
11 30	48	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例	議会総務課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
11 1	50	奈良市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
11 1	51	奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
11 2	52	奈良市障害者歯科診療所条例の施行期日を定める規則	障がい福祉課
11 2	53	奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	医療政策課
11 15	54	奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
11 15	55	奈良市会計規則の一部を改正する規則	会計課
11 21	56	奈良市介護保険規則の一部を改正する規則	介護福祉課
11 25	57	奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則	文化振興課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 8	575	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課

11	11	587	奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	地域教育課
訓 令 甲				
月	日	番号	件名	主管
11	29	7	奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	人事課
消 防				
月	日	番号	件名	主管
11	18	4	押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程	総務課

条

例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第45号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第6条
- (2) 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第6条
- (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第5条

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条
- (2) 教育長の給与に関する条例第5条
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条
- (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第5条

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年11月30日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第46号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900

6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		

	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
再任用職員以外の職員	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				

83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								

	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(奈良市一般職の職員の給与に関する条例第25条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和4年11月30日掲示済)

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第47号

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項後段を削る。

第24条第1項中「、給与条例第24条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と」を削り、「報酬」を「、報酬」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100
21	175,300	232,200	262,700
22	177,800	233,800	264,400
23	180,300	235,400	266,000
24	182,800	236,900	267,600
25	185,200	237,900	269,400
26	186,900	239,400	271,200
27	188,500	240,700	272,900
28	190,200	241,900	274,600
29	191,700	243,100	276,200
30	193,400	244,100	277,900
31	195,200	245,100	279,700
32	196,900	246,100	281,200
33	198,500	247,200	282,400
34	199,900	248,100	284,100
35	201,400	249,000	285,700
36	202,900	250,000	287,400
37	204,200	250,900	289,000
38	205,500	252,200	290,700
39	206,700	253,400	292,500
40	208,000	254,700	294,300
41	209,300	256,000	295,800
42	210,600	257,400	297,500

43	211,900	258,600	299,000
44	213,200	259,800	300,600
45	214,300	260,900	302,200
46	215,600	262,100	303,900
47	216,900	263,400	305,500
48	218,200	264,500	307,200
49	219,200	265,600	308,100
50	220,300	266,600	309,600
51	221,300	267,800	311,100
52	222,300	268,900	312,700
53	223,300	269,900	314,300
54	224,200	270,900	315,900
55	225,100	272,000	317,500
56	226,000	273,100	319,000
57	226,300	274,000	320,500
58	227,100	275,000	321,700
59	227,800	275,900	322,900
60	228,500	277,000	324,100
61	229,200	278,100	324,800
62	230,000	279,100	325,700
63	230,700	280,000	326,500
64	231,300	281,000	327,300
65	231,900	281,500	328,200
66	232,500	282,400	328,600
67	233,100	283,100	329,300
68	233,800	284,000	330,100
69	234,500	285,000	330,900
70	235,100	285,800	331,600
71	235,600	286,600	332,300
72	236,300	287,400	333,000
73	237,000	288,200	333,500
74	237,600	288,700	334,100
75	238,200	289,100	334,600
76	238,700	289,600	335,200
77	239,300	289,800	335,500
78	240,000	290,100	336,000
79	240,700	290,300	336,400
80	241,200	290,700	336,900
81	241,700	290,900	337,300
82	242,300	291,100	337,800
83	242,900	291,500	338,300
84	243,400	291,800	338,800
85	243,900	292,100	339,100
86	244,500	292,400	339,500
87	245,100	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100

91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年11月30日揭示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年11月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第48号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例
 第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年11月30日揭示済)

規

則

奈良市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第50号

奈良市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の定年等に関する規則（昭和60年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 定年制度（第3条—第6条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第7条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条—第15条）

第5章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

第1条中「第4条第5項」を「第13条」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。
- (2) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (3) 勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。
- (4) 管理監督職 条例第6条に規定する職をいう。
- (5) 定年前再任用 条例第12条の規定による採用をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条の見出し中「等における」を「に係る」に改める。

第5条を次のように改める。

(勤務延長に係る状況の報告)

第5条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況並びに前年度における勤務延長の期限の延長の事由及び期限の状況を、勤務延長状況報告書（別記第3号様式）により市長に報告しなければならない。

第5条を第6条とする。

第4条を次のように改める。

(辞令の交付)

第4条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合

- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(異動期間延長職員の勤務延長の承認等)

第4条 条例第4条第1項ただし書の規定による異動期間延長職員(条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員をいう。第11条において同じ。)の勤務延長に係る市長の承認の申請は、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書(別記第1号様式)により行うものとする。この場合において、当該申請書には、前条の職員の同意を得たことを証する書面を添えなければならない。

2 条例第4条第2項の規定による勤務延長職員の勤務延長の期限延長に係る市長の承認の申請は、勤務延長の期限の延長承認申請書(別記第2号様式)により行うものとする。この場合において、当該申請書には、前条の職員の同意を得たことを証する書面を添えなければならない。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合の特例)

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第8条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(異動期間の延長の承認)

第9条 条例第9条第2項の規定による異動期間の延長に係る市長の承認の申請は、異動期間の延長承認申請書(別記第4号様式)により行うものとする。この場合において、当該申請書には、前条の職員の同意を得たことを証する書面を添えなければならない。

(管理監督職勤務上限年齢到達に伴う降任に係る辞令の交付)

第10条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する他の職への降任をする場合には、職員に辞令を交付して、これを行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。

- (1) 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合
- (2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第11条 任命権者は、毎年5月末日までに、その年の前年の4月2日からその年の4月1日までの間の異動期間延長職員に係る当該異動期間の延長の状況を、異動期間延長状況報告書(別記第5号様式)により市長に報告しなければならない。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用希望者に明示する事項及び同意)

第12条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第13条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第14条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。

(1) 定年前再任用を行う場合

(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第12条の規定により採用された職員をいう。)が当然に退職する場合

(定年前再任用に係る状況の報告)

第15条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。

第5章 雑則

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。

別記様式を次のように改める。

別記
第1号様式(第4条関係)

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

第 号
年 月 日

(宛先)
奈良市長

任命権者名

奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。

記

勤務延長予定者	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)
	所属	補職
	職種	給料 級 号給
	定年年齢 歳	定年退職日 年 月 日
	管理監督職勤務上限年齢 歳	延長前の異動期間の末日 年 月 日
	現に従事している職務内容	
	延長された異動期間の延長理由	
勤務延長の理由	延長された異動期間の延長の根拠条項 奈良市職員の定年等に関する条例第9条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
	勤務延長の期限 年 月 日まで延長する。	
	勤務延長を行おうとする理由	
根拠条項 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号		
その他参考となる事項		

(注) 本人の同意を得たことを証する書面を添付すること。

第2号様式 (第4条関係)

勤務延長の期限の延長承認申請書

第 号
年 月 日

(宛先)

奈良市長

任命権者名

奈良市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

期限延長予定者	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)
	所属	補職
	職種	給料 級 号給
	定年年齢 歳	定年退職日 年 月 日
	現に従事している職務内容	
	現在の勤務延長の理由	
	現在の勤務延長の根拠条項 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
期限延長の理由	勤務延長の期限 年 月 日までを 年 月 日まで延長する。	
	勤務延長の期限を延長しようとする理由	
	根拠条項 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
その他参考となる事項		

(注) 本人の同意を得たことを証する書面を添付すること。

第3号様式 (第6条関係)

勤務延長状況報告書

第 号
年 月 日

(宛先)

奈良市長

任命権者名

奈良市職員の定年等に関する規則第6条の規定により、
の状況について下記のとおり報告します。

年度における勤務延長

記

勤務 延 長 職 員	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)
	所属	補職
	職種	給料 級 号給
	定年年齢 歳	定年退職日 年 月 日
	勤務延長又は期限の延長の期限	年 月 日
	勤務延長又は期限の延長の理由	
	勤務延長又は期限の延長の根拠条項 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
	勤務延長前又は期限の延長前の職務内容	
	勤務延長後又は期限の延長後の職務内容	
	その他参考となる事項	

第4号様式 (第9条関係)

異動期間の延長承認申請書

第 号
年 月 日

(宛先)

奈良市長

任命権者名

奈良市職員の定年等に関する条例第9条第2項の規定により、異動期間の延長について下記のとおり申請します。

記

異動期間延長予定者	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)
	所属	補職
	職種	給料 級 号給
	管理監督職勤務上限年齢 歳	異動期間の末日 年 月 日
	現に従事している職務内容	
	既に延長された異動期間の延長理由	
	既に延長された異動期間の延長の根拠条項 奈良市職員の定年等に関する条例第9条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
異動期間延長の理由	異動期間の末日 年 月 日までを 年 月 日まで延長する。	
	異動期間を更に延長しようとする理由	
	根拠条項 奈良市職員の定年等に関する条例第9条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
その他参考となる事項		

(注) 本人の同意を得たことを証する書面を添付すること。

第5号様式(第11条関係)

異動期間延長状況報告書

第 号
年 月 日

(宛先)
奈良市長

任命権者名

奈良市職員の定年等に関する規則第11条の規定により、 年度における異動期間の延長の状況について下記のとおり報告します。

記

異動期間延長職員	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)
	所属	補職
	職種	給料 級 号給
	管理監督職勤務上限年齢 歳	異動期間の末日 年 月 日
	異動期間の延長後又は更なる延長後の異動期間の末日 年 月 日	
	異動期間の延長又は更なる延長の理由	
	異動期間の延長又は更なる延長の根拠条項 奈良市職員の定年等に関する条例第9条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
	異動期間の延長前又は更なる延長前の職務内容	
	異動期間の延長後又は更なる延長後の職務内容	
	その他参考となる事項	

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第 2 条 第 12 条及び附則第 5 条の規定による手続は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

(改正条例附則第 2 条第 2 項の規則で定める職及び職員)

第 3 条 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年奈良市条例第 34 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 条第 2 項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（改正条例附則第 2 条第 2 項に規定する定年をいう。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、改正条例による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 4 号。以下「旧条例」という。）第 3 条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が改正条例による改正後の奈良市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 4 号。以下「新条例」という。）第 3 条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正条例附則第 2 条第 2 項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、旧条例第 3 条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(改正条例附則第 8 条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第 4 条 改正条例附則第 8 条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下、この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（新条例第 12 条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第 8 条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第 8 条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とする。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第 5 条 任命権者は、暫定再任用（改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は改正条例附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

(3) 暫定再任用に係る勤務地

(4) 暫定再任用をされた場合の給与

(5) 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第 6 条 改正条例附則第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに改正条例附則第 4 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 従前の勤務実績
 (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
 (辞令の交付)

第 7 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。

- (1) 暫定再任用を行う場合
 (2) 暫定再任用職員（地方公務員法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合
 (3) 暫定再任用の任期満了により職員が当然に退職する場合
 (報告)

第 8 条 任命権者は、毎年 5 月末日までに、前年度における暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新の状況を市長に報告しなければならない。

(情報の提供及び意思の確認を行う時期)

第 9 条 年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度に新条例附則第 6 項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として同項で定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、同項で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

(情報の提供)

第 10 条 新条例附則第 6 項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢 60 年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- (1) 改正条例第 6 条から第 9 条までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任に関する情報
 (2) 定年前提再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
 (3) 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年奈良市条例第 21 号）附則第 27 項から第 34 項までの規定による年齢 60 年に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
 (4) 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 6 号）附則第 14 項から第 17 項までの規定による当該職員が年齢 60 年に達した日から新条例定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に新条例第 2 条の規定により退職したものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
 (5) 前各号に掲げるもののほか、新条例附則第 6 項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報
 (勤務の意思の確認)

第 11 条 任命権者は、新条例附則第 6 項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
 (2) 年齢 60 年に達する日以後の退職の意思
 (3) 定年前提再任用短時間勤務職員として勤務する意向
 (4) その他任命権者が必要と認める事項

(奈良市職員の再任用に関する条例施行規則の廃止)

第 12 条 奈良市職員の再任用に関する条例施行規則（平成 13 年奈良市規則第 12 号）は、廃止する。

(令和 4 年 11 月 1 日掲示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 11 月 1 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第 51 号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 43 年奈良市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」を「降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 9 に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第 20 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

別表に次の 1 表を加える。

別表第 9 (第 20 条関係)

降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	58	41	41	33	33	42	38	45	
26	60	42	42	34	34	44	40	45	
27	62	43	43	35	35	46	42	45	
28	64	44	44	36	36	48	47	45	
29	66	45	45	37	37	52	52	45	
30	68	46	46	38	38	56	57	45	
31	70	47	47	39	39	67	61	45	

32	72	48	48	40	40	80	61	45	
33	74	49	49	41	41	82	61	45	
34	76	50	50	42	42	84	61	45	
35	78	51	51	43	43	85	61	45	
36	80	52	52	44	44	85	61	45	
37	82	53	53	45	45	85	61	45	
38	84	54	54	46	46	85	61	45	
39	86	55	55	47	47	85	61	45	
40	88	56	56	48	48	85	61	45	
41	90	58	57	49	50	85	61	45	
42	92	60	58	50	52	85	61		
43	93	62	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	76	75	57	66	85			
50	93	80	78	58	76	85			
51	93	84	81	59	88	85			
52	93	88	84	60	92	85			
53	93	93	88	61	93	85			
54	93	98	92	62	93	85			
55	93	103	97	63	93	85			
56	93	109	102	64	93	85			
57	93	115	107	65	93	85			
58	93	121	112	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				

78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				
82	93	125	113	93	93				
83	93	125	113	93	93				
84	93	125	113	93	93				
85	93	125	113	93	93				
86	93	125	113	93					
87	93	125	113	93					
88	93	125	113	93					
89	93	125	113	93					
90	93	125	113	93					
91	93	125	113	93					
92	93	125	113	93					
93	93	125	113	93					
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								

124	93								
125	93								

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年11月1日揭示済)

奈良市障害者歯科診療所条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年11月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第52号

奈良市障害者歯科診療所条例の施行期日を定める規則

奈良市障害者歯科診療所条例（令和4年奈良市条例第40号）の施行期日は、令和4年11月10日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年11月2日揭示済)

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年11月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第53号

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第41号）の施行期日は、令和4年11月13日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年11月2日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第54号

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「4 休日勤務（有、無）」を

「4 休日勤務（有、無）」に、

5 宿日直勤務（有、無）」

「・社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 その他（ ）」を

「・共済組合の加入状況（短期 厚生年金 退職等年金 保健）」に改める。

・社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 その他（ ）」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和4年11月15日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第55号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「(次項に規定するものを除く。)」を削り、「第2条第3項に規定する」を「第2条第3項の」に改め、「。以下同じ」を削り、「契約課」を「契約課」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、明細事前通知サービス(公共料金及び定期的に支払う経費のうち請求金額等を支払の期日前に確認することができるサービスをいう。)を利用して支払う経費については、当該経費の支出負担行為に係る権限が主務課長から会計課長に委任されたものとして、会計課長が、支出負担行為兼支出命令書によりこれを行うことができる。

第30条第1項中「契約は」を「ものに基づき支払をする経費は」に、「に係る契約のうち、」を「のうち」に、「自動口座振替の方法により支払うもの」を「債権者が指定した期日に市の預金口座から自動的に債権者の預金口座へ振り込む方法(以下「自動口座振替」という。)で支払う経費」に改める。

第41条中「口座振替払」を「口座振替」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(自動口座振替による支払)

第41条の2 前条の規定にかかわらず、第23条第5項に係る経費は、自動口座振替により支払うものとする。

別表第3第10項中「検収書、請求書」を「検収書、請求書、支出調書」に改め、同表第11項中「確認書、請求書(払込通知書)」を「確認書、請求書(払込通知書)、支出調書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年11月15日掲示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第56号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第9条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り下げる。

別記第18号様式中 「

生年月日	年	月	日	性別	男・女
------	---	---	---	----	-----

」を

「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

」に改める。

別記第18号様式の2を削る。

別記第20号様式(その1)中

「

性別	男・女	生年月日	年	月	日
----	-----	------	---	---	---

」を

「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

」に改め、同様式(その2)中

「

生年月日	年	月	日生	性別	男・女
------	---	---	----	----	-----

」を

「

生年月日	年	月	日生
------	---	---	----

」に改める。

別記第20号様式の2中 「

生年月日	年	月	日	性別	男・女
------	---	---	---	----	-----

」を

「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則別記第18号様式、第20号様式及び第20号様式の2の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(令和4年11月21日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第57号

奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市ならまちセンター条例施行規則(平成元年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「別表の2の規定による」を「別表の3の」に改める。

別表舞台設備の項中「移動式黒板」を「ホワイトボード」に改め、同表その他の設備の項中

「電子オルガン 1台 3,000」、

「16ミリ映写機(スクリーンを含む。) 1台 5,000」、

「スライドプロジェクター 1台 700」及び

「ビデオデッキ(VHS) 1台 500」を削る。

(奈良市音声館条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市音声館条例施行規則(平成7年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「移動式黒板」を「ホワイトボード」に改め、同表音響設備の項中

「コンデンサーマイク 1個 500」、

「エコーマシン 1台 1,000」及び

「吊りマイク装置(マイク別) 1台 500」を削り、同表その他の設備の項中

「16ミリ映写機(スクリーンを含む。) 1台 5,000」及び

「オーバーヘッドプロジェクター 1式 1,000」を削る。

(奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市西部会館市民ホール条例施行規則(平成12年奈良市規則第71号)の一部を次のように改正する。

別表映像設備の項中

「16mm映写機(スクリーンを含む。) 1台 3,000」及び

「VHS一体型カメラ 1台 5,000」を削り、同表備考第2項中「備考第5項各号」を「備考第4項各号」に改める。

(奈良市北部会館条例施行規則の一部改正)

第4条 奈良市北部会館条例施行規則(平成16年奈良市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表舞台設備の部雪かごの項を削り、同表映像設備の部ビジュアルプレゼンターの項を削り、同表備考第2項中「備考第5項各号」を「備考第4項各号」に改める。

別表の 2 の表音響設備の部アンプセット (CD、MD、カセット及びスピーカー付) の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 11 月 25 日揭示済)

告

示

奈良市告示第 575 号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 11 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱 (昭和 61 年奈良市告示第 52 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年奈良市条例第 36 号) 第 29 条」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) 第 28 条」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「、保育士就労奨励費交付事業費補助金」を削る。

第 4 条第 2 号中「平成 24 年奈良市条例第 55 号」を「令和 3 年奈良市条例第 41 号」に、「平成 31 年奈良市条例第 14 号」を「令和 4 年奈良市条例第 7 号」に、「平成 26 年奈良市条例第 35 号」を「令和 4 年奈良市条例第 6 号」に改め、「奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「(令和 4 年奈良市条例第 8 号)」を加える。

別表週休等加配保育士賃金補助金の項中「1,070 円」を「1,093 円」に改め、同表保育士就労奨励費交付事業費補助金の項を削る。

別表の付表 1 民間保育所及び認定こども園の項中「1,665,000」を「1,667,000」に、「2,617,000」を「2,640,000」に、「3,917,000」を「3,940,000」に、「5,491,000」を「5,510,000」に改め、同表小規模保育事業所 A 型の項中「1,336,000」を「1,338,000」に、「1,656,000」を「1,662,000」に、「4,244,000」を「4,246,000」に改める。

別表の付表 3 中「1,676,000」を「1,679,000」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 11 月 8 日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

(令和 4 年 11 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 587 号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 11 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱 (平成 21 年奈良市告示第 131 号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「2,553,000 円」を「2,554,000 円」に、「4,672,000 円」を「4,676,000 円」に、「406,000 円」を「407,000 円」に、「3,069,000 円」を「3,071,000 円」に改め、同表 2 の項中「2,553,000 円」を「2,554,000 円」に、「3,940,000 円」を「3,942,000 円」に、「2,440,000 円」を「2,441,000 円」に改め、同表 3 の項中「2,527,000 円」を「2,528,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 11 月 11 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和 4 年 11 月 11 日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 7 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 4 年 11 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和 44 年奈良市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表市民課の部マイナンバーカードセンターの項中「日曜日及び職員ごとに 4 週間につき 4 日の割合で所属長が定める日」を「職員ごとに 4 週間につき 8 日の割合で所属長が定める日（2 日は、第 3 土曜日及びその翌日とする。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 11 月 29 日から施行する。

(令和 4 年 11 月 29 日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第 4 号

全 職 員

押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。
令和 4 年 11 月 18 日

奈良市消防局長 東 川 洋 志

押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程
(奈良市消防音楽隊規程の一部改正)

第 1 条 奈良市消防音楽隊規程（昭和 61 年奈良市消防長訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「㊟」を削る。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

(奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる規程の規定中「㊟」を削る。

- (1) 奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程（昭和 58 年奈良市消防長訓令甲第 9 号）別記第 1 号様式から第 6 号様式まで
- (2) 奈良市消防職員服務規程（昭和 58 年奈良市消防長訓令甲第 7 号）別記第 2 号様式
- (3) 奈良市消防機械器具に関する規程（昭和 58 年奈良市消防長訓令甲第 14 号）別記第 1 号様式及び第 3 号様式
- (4) 奈良市警防活動規程（平成 28 年奈良市消防局長訓令甲第 5 号）別記第 4 号様式
- (5) 奈良市防火基準適合表示要綱（平成 26 年奈良市消防局長訓令甲第 1 号）別記第 1 号様式、第 4 号様式及び第 6 号様式
- (6) 奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱（平成 28 年奈良市消防局長訓令甲第 8 号）別記第 1 号様式、第 17 号様式から第 22 号様式まで、第 29 号様式、第 30 号様式及び第 33 号様式

(奈良市消防職員研修規程の一部改正)

第 3 条 奈良市消防職員研修規程（平成 19 年奈良市消防局長訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「㊟」を削る。

別記第 3 号様式中「㊟」を削る。

(奈良市消防表彰規程の一部改正)

第 4 条 奈良市消防表彰規程（平成 20 年奈良市消防局長訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から第3号様式までの規定中「印」を削る。

(奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部改正)

第5条 奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程(平成16年奈良市消防局長訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」及び「印」を削る。

(奈良市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱及び奈良市学生消防団活動認証制度実施要綱の一部改正)

第6条 次に掲げる規程の規定中「印」を削る。

(1) 奈良市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(令和2年奈良市消防局長訓令甲第2号)別記第3号様式及び第5号様式

(2) 奈良市学生消防団活動認証制度実施要綱(令和2年奈良市消防局長訓令甲第1号)別記第1号様式及び第2号様式

(奈良市火災予防査察規程の一部改正)

第7条 奈良市火災予防査察規程(平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第28条第1項中「及び押印」を削る。

(奈良市救急活動規程の一部改正)

第8条 奈良市救急活動規程(平成28年奈良市消防局長訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第10条中「又は押印」を削る。

別記第6号様式中「㊟」及び「捺印」を削る。

(奈良市火災調査規程の一部改正)

第9条 奈良市火災調査規程(平成11年奈良市消防局長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式、第4号様式及び第6号様式中「㊟」を削る。

別記第8号様式中「取扱者印」を「取扱者氏名」に改める。

別記第11号様式、第15号様式及び第17号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年11月18日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のそれぞれの規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和4年11月18日揭示済)